

第1次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

名古屋駅周辺地区安全確保計画部会

平成26年2月13日

はじめに

平成24年4月に都市再生特別措置法が改正（7月1日施行）され、都市再生緊急整備協議会において都市再生安全確保計画を策定する制度が創設されました。この計画は、官民連携により多様な主体で構成される協議会が主体となって作成し、それぞれの実施主体が責任を持って実行する計画です。

当地域において初の取組みとして、大規模災害が発生した場合、大量の帰宅困難者等が発生し、大きな混乱を招くことが懸念されている名古屋駅周辺地区（以下、当地区）を対象に、名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（以下、本計画）を作成します。

「都市再生安全確保計画」とは（都市再生特別措置法 第19条の13より）

大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な、退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下、「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画

都市再生安全確保計画の内容

- ・滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（目標等）
- ・都市再生安全確保施設の整備・管理
- ・滞在者等の誘導、情報提供など安全の確保を図るために必要な事務等

都市再生安全確保計画の効果

- ・地域の防災性能の向上
- ・地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化

§1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第19条の13第2項第一号）

1 計画の位置付け

1-1 計画の意義

当地区は、1日の乗降客数が約110万人のターミナル駅を有しており、広域から多くの従業者、通学者や買物・出張などの来訪者が存在します。超高層ビルや地下街などが立地する人口・機能の集積エリアとして名古屋都市圏の中心的な役割を担う地区であり、本計画の作成と事業推進により一斉帰宅の開始による混乱を防止し、滞在者等にとって安全な街、ビジネスなど事業継続性の高いまちを実現することは、地域としての防災性能向上のみに留まらず、広域的な救急・救命・防災活動等の円滑化や、名古屋市全域さらには名古屋都市圏全体の安全確保に資するものです。

また、名古屋都市圏はモノづくりの中核圏域であり、首都圏のバックアップ機能も期待されます。名古屋駅は、関東圏と関西圏を結び、東京駅と同規模の乗降客数を有する全国的にも重要なターミナル駅です。当地区で帰宅困難者対策を始めとした官民連携による安全確保対策を先導的に進めることは、我が国全体の安全・安心にも大きく寄与します。

本計画の意義と効果を十分に発揮するためには、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の策定など自助による個々の企業等の取組みの促進を前提としますが、本計画により、地域としてさらに企業間等による共助（DCP: District Continuity Plan）の充実を促し、将来的な地域像としては、災害に強い安全・安心な街（BCD: Business Continuity District）という地域ブランドの確立を果たします。

さらには、こうした本計画の取組みによって都市の国際競争力を強化するとともに、世界に向けてその魅力をアピールし、名古屋都市圏の価値向上を図ります。

■当地区の目指す将来像



1-2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、都市再生緊急整備地域のうちターミナル駅が立地する名古屋駅周辺の堀川以西地域（名古屋駅周辺地区）とします。

■計画の対象範囲



建 物 用 途 (H24)
建物用途 (大分類)
官公庁施設
教育施設
宗教施設・文化施設
医療養護施設
商業施設
一般店舗施設・商業的サービス施設
娯楽施設 (バー・ストリップ・劇場)
娯楽施設 (運動・遊興・パチンコ・ゲーム)
供給処理施設・運輸施設
子行施設
鉱業的サービス施設
住居施設
農漁業施設
公園・オープンスペース
墓地
その他
未建築地

（出典）名古屋市都市計画基礎調査（平成24年）のGISデータより作成

2 計画検討の前提条件

2-1 対象とする災害と被害想定

■対象とする災害

想定する地震	南海トラフ巨大地震 南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）
対象範囲	・名古屋駅周辺地域、伏見・栄地域（平成24年度調査業務報告書より）
地震動	・震度6強～6弱の揺れが3分程度、立つこともできない状態がしばらく続く、震度4以上の余震が頻繁に起こる。
津波	・地震発生後1時間40分程度で港区に津波第1波が到達する。 ※当地区での具体的な浸水被害等及びその影響は、現時点では考慮しない。

計画検討に用いる前提条件として、平成24年8月及び平成25年3月に、中央防災会議 防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」及び「同（第二次報告）」による知見を踏まえ、災害発生時のライフライン、交通機関の被災状況を想定します。

■交通機関・ライフラインの被害想定（県内、東海地域の状況）

交通機関	鉄道	・愛知県内の全線で、軌道変状のほか電柱、架線、高架橋の橋脚等に被害が生じ不通となる。 ・3日～1週間後は、各在来線は応急復旧作業中であり不通のままである。1か月後には、津波被害を受けていないエリアの一部復旧区間で折り返し運転が開始され、震度6弱以上の揺れを受けた路線の約50%が復旧する。
	電気	・発災直後は東海三県の約9割で停電。需給バランス等に起因した停電は、供給ネットワークの切替等により3日程度で多くが解消されるが、東海三県では1～5割の停電が継続。1週間後には、電柱（電線）被害等の復旧も進み、約9割以上の停電が解消する。
ライフライン	ガス	・発災直後は東海三県の約2～6割で供給停止。安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、約6週間後に大部分が復旧する。
	上水道	・発災直後は東海三県の約6～8割が断水。1か月後には1～2割で断水状態が続く。
	下水道	・発災直後は東海三県の9割が利用困難となる。約3週間後に、9割以上の利用支障が解消する。
	通信	・固定電話は、東海三県で約9割が通話支障（通話規制除く）。停電による不通は数日間で解消し、通信設備の被災の影響も1週間後にはほぼ復旧する。 ・携帯電話は、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難。非常用電源の電力供給が停止する1日後に停波基地局率は最大となる。基地局の停電による広域的な不通は数日間で解消する。

当地区では、大規模地震の発生によって下図のような災害発生危険性があります。災害発生時の被害の様相として、前掲の「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」に基づき、下表のような各事象を想定します。

■当地区で想定される様相

物的被害	・揺れによる建物倒壊 （特に1980年以前の木造建物が多い太閤方面等に被害が発生する可能性） ・長周期地震動により、高層建築物が影響 ・出火件数	全壊	216棟
		半壊	426棟
		木造全半壊	471棟
人的被害	・死者、負傷者	死者	90名
		負傷者	1,481名

○火災発生危険

- ・木造密集地域等で出火した場合、延焼による被害発生の可能性

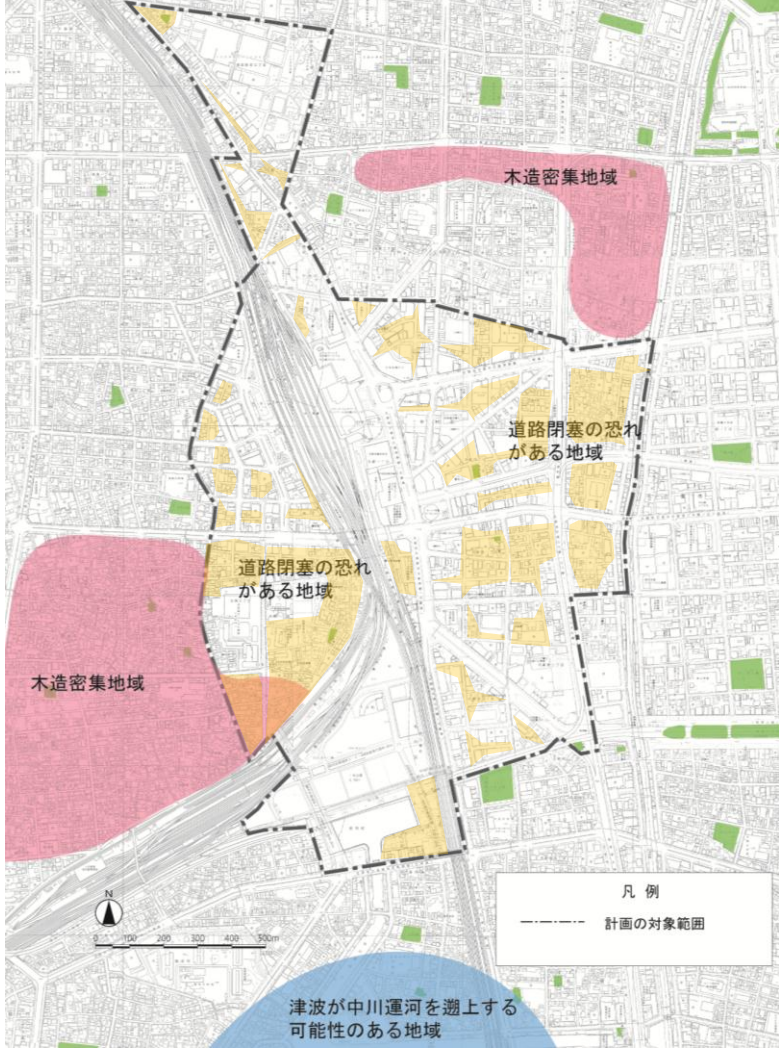
○津波浸水

- ・地震発生後1時間40分程度で港区に津波第1波が到達
- ・中川運河の水門（常時閉鎖）が揺れにより破壊される等して、河川遡上を想定する場合、広住町、柳堀町付近まで0.01～0.3m程度の浸水の可能性

○道路閉塞

- ・建物倒壊、倒壊危険及び液状化等から、主要な街路にまで影響を及ぼすような状況は推定されないものの、道路閉塞が発生
- ・特に幅員8m未満の道路が多い駅西方面、柳橋中央市場付近及び堀川～江川線間において発生する可能性

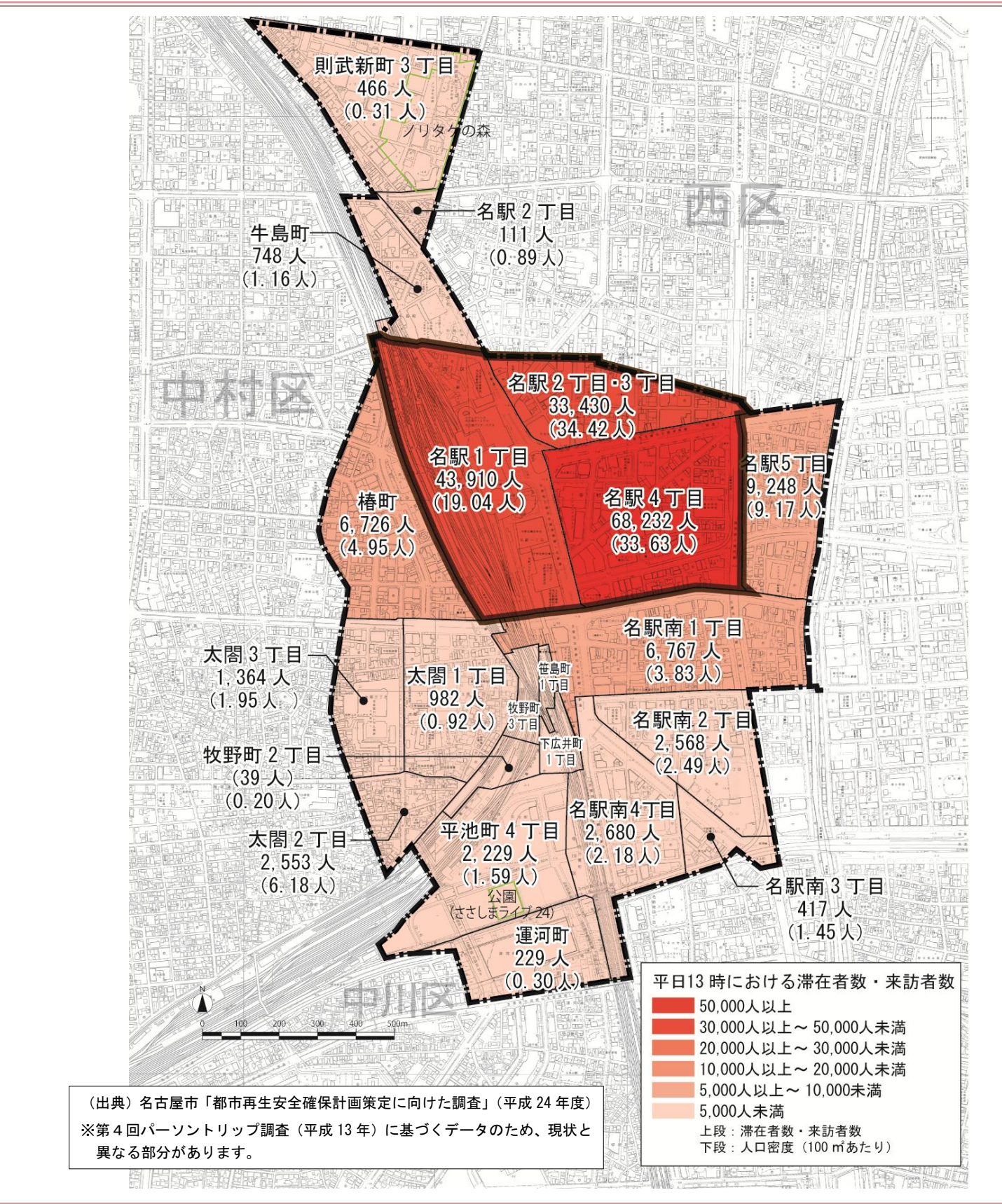
■当地区における災害発生危険性



2-2 名古屋駅周辺地区の現況

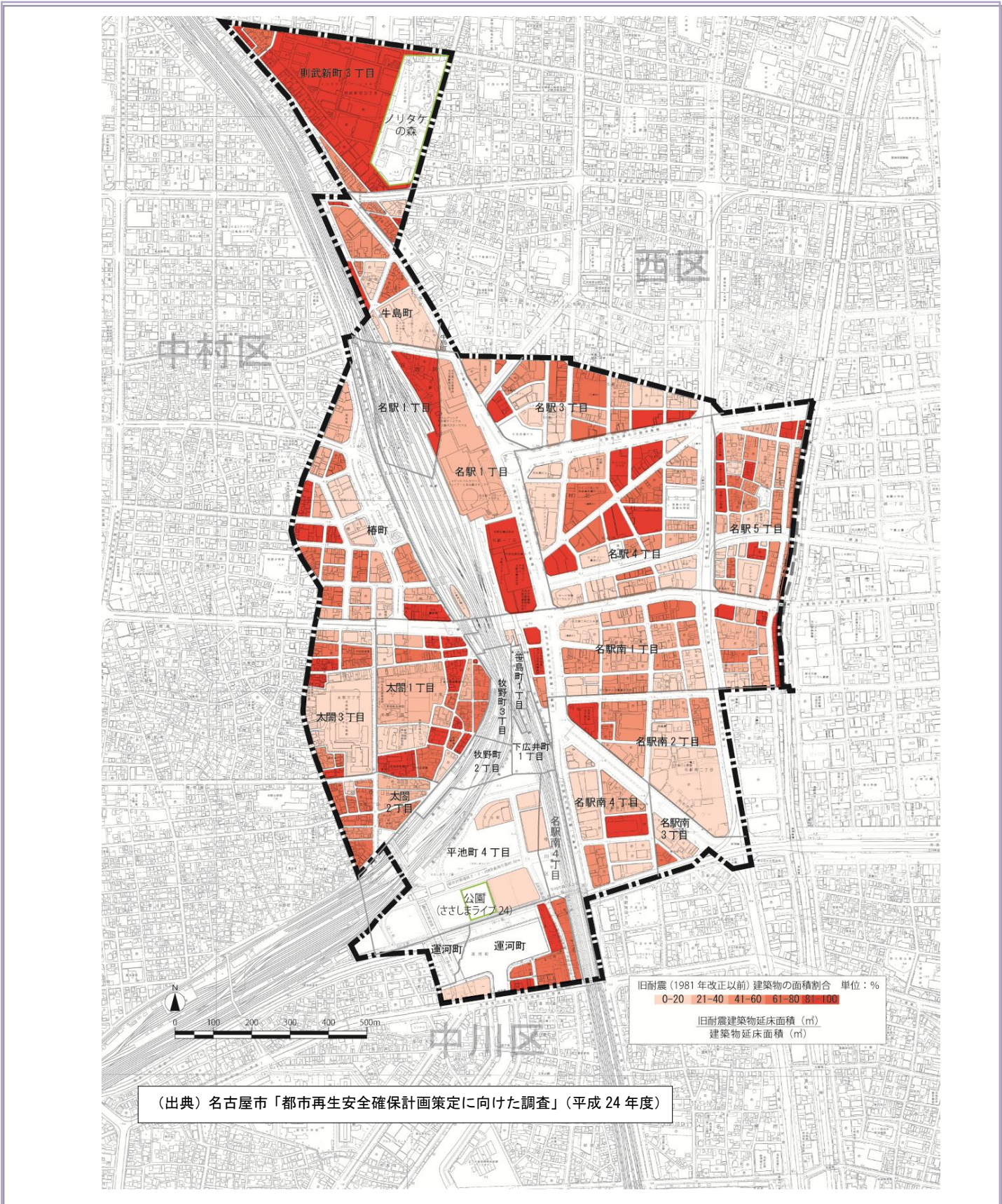
■滞在者・来訪者の状況

滞在者・来訪者の集積が高いのは、名駅四丁目、名駅一丁目、名駅二丁目・三丁目（うち都市再生緊急整備地域）で、当地区全体の8割近くを占めている。



■耐震建築物の状況

旧耐震建築物の割合は42%となっている。名古屋駅前のように街区単位での再開発により建物更新が進んだ街区と旧耐震建築物が残る街区が混在しているが、目立った特徴はみられない。



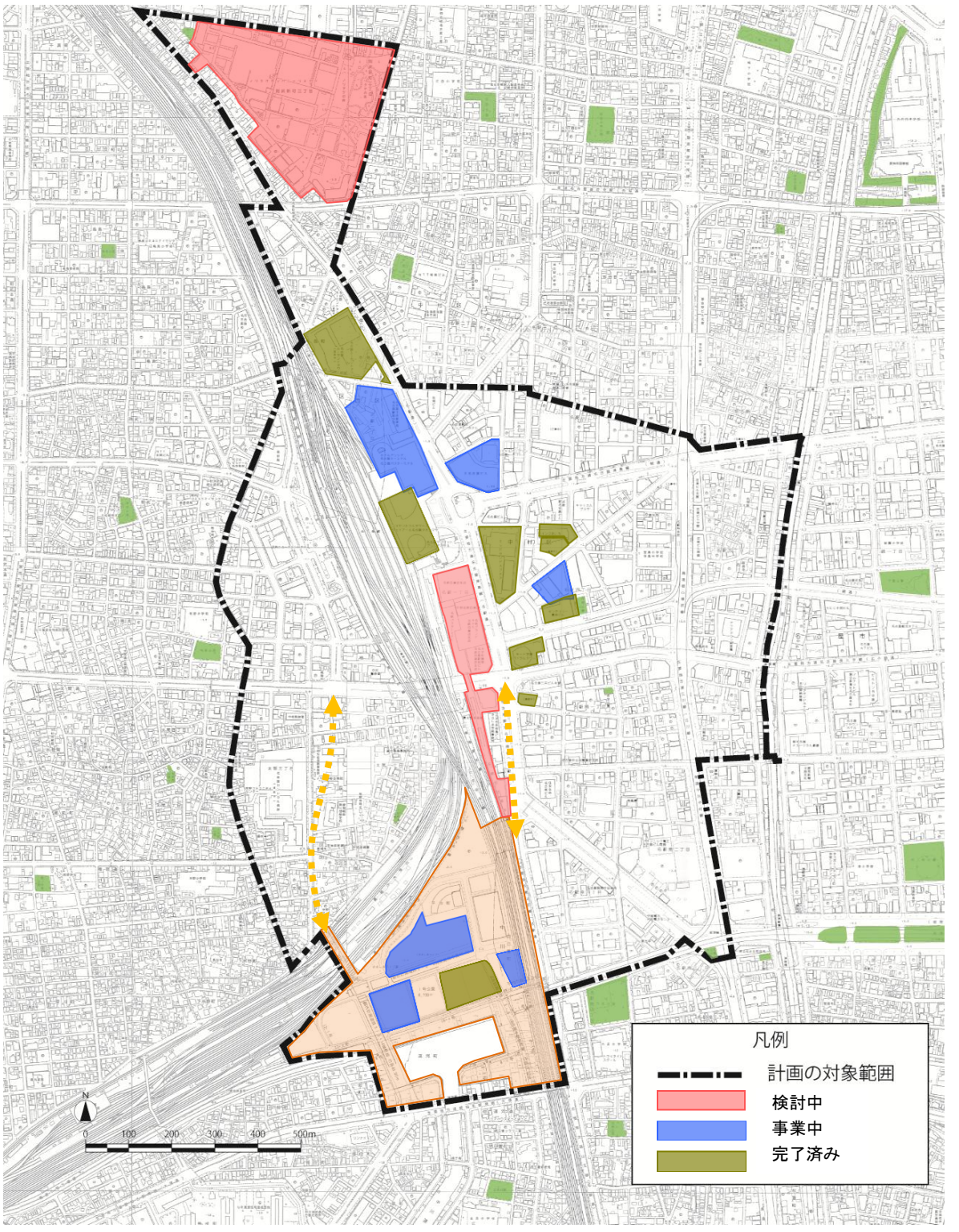
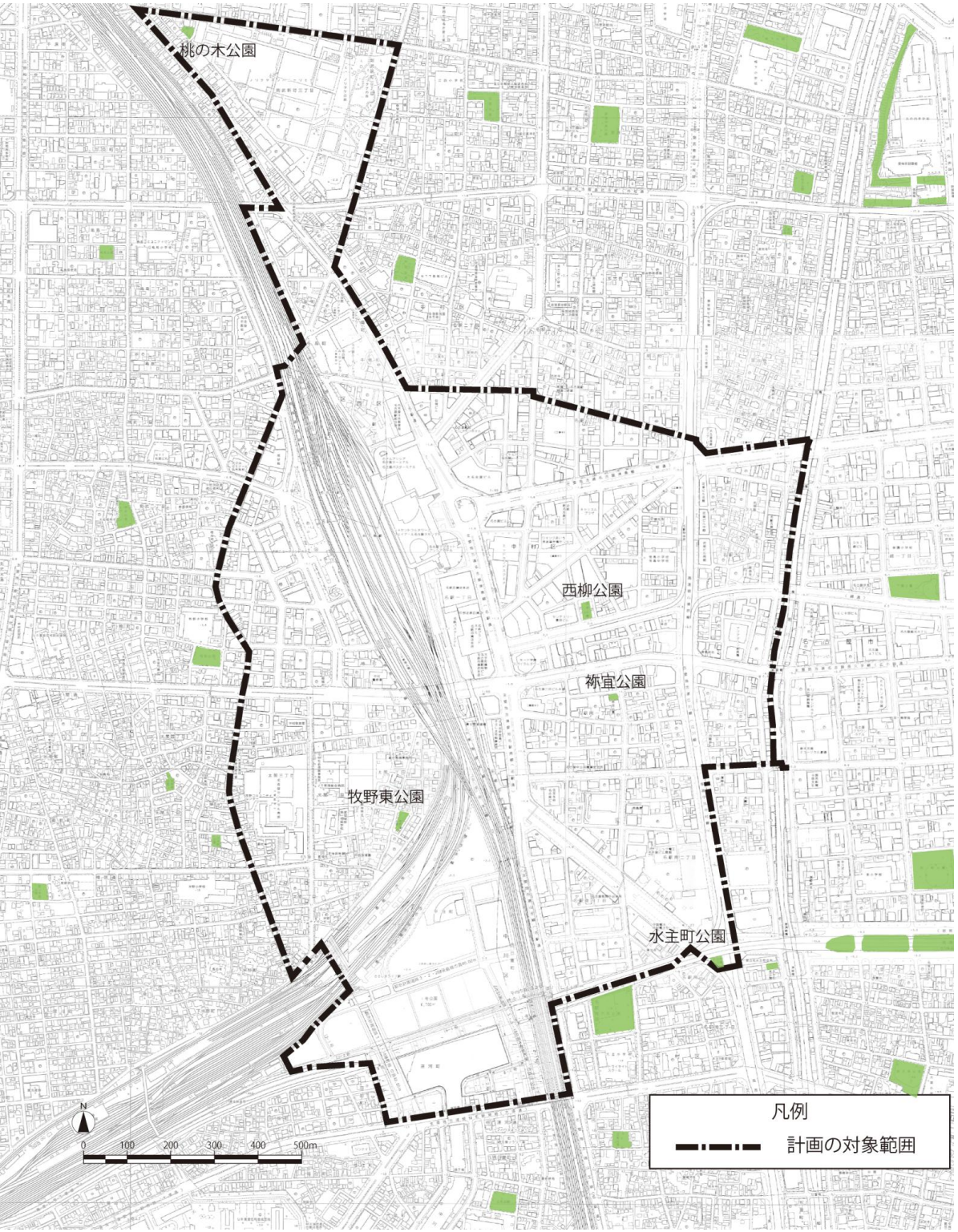
■公園・道路の状況

地区内の公園の配置は、下図のようになっている。

公 園	3,500 m ²
道 路	391,285 m ² （うち歩道 141,818 m ² ）

■大規模都市開発の状況

地区内では、下図のような大規模都市開発事業が実施、検討されている。



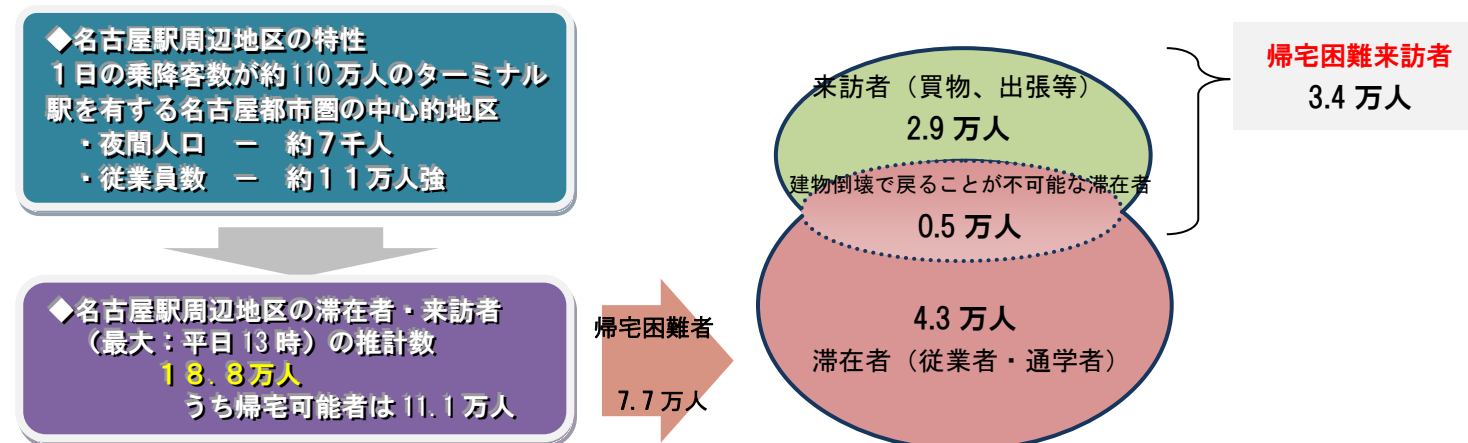
2-3 地区の特性からみた課題と対応方向

帰宅困難者等の推計結果として、当地区には最大となる平日 13 時の時点で 18.8 万人の滞在者（従業者・通学者）・来訪者（買物、出張等）が見込まれます。そのうち徒歩で帰宅可能な 11.1 万人を除いた 7.7 万人が帰宅困難者となる可能性があり、発災直後の 18.8 万人並びに 7.7 万人への対応が課題となります。

建築物所有者等が滞在者への対応を行った場合、行き場の無い帰宅困難来訪者は 3.4 万人となり、本計画で対応していく必要があります。

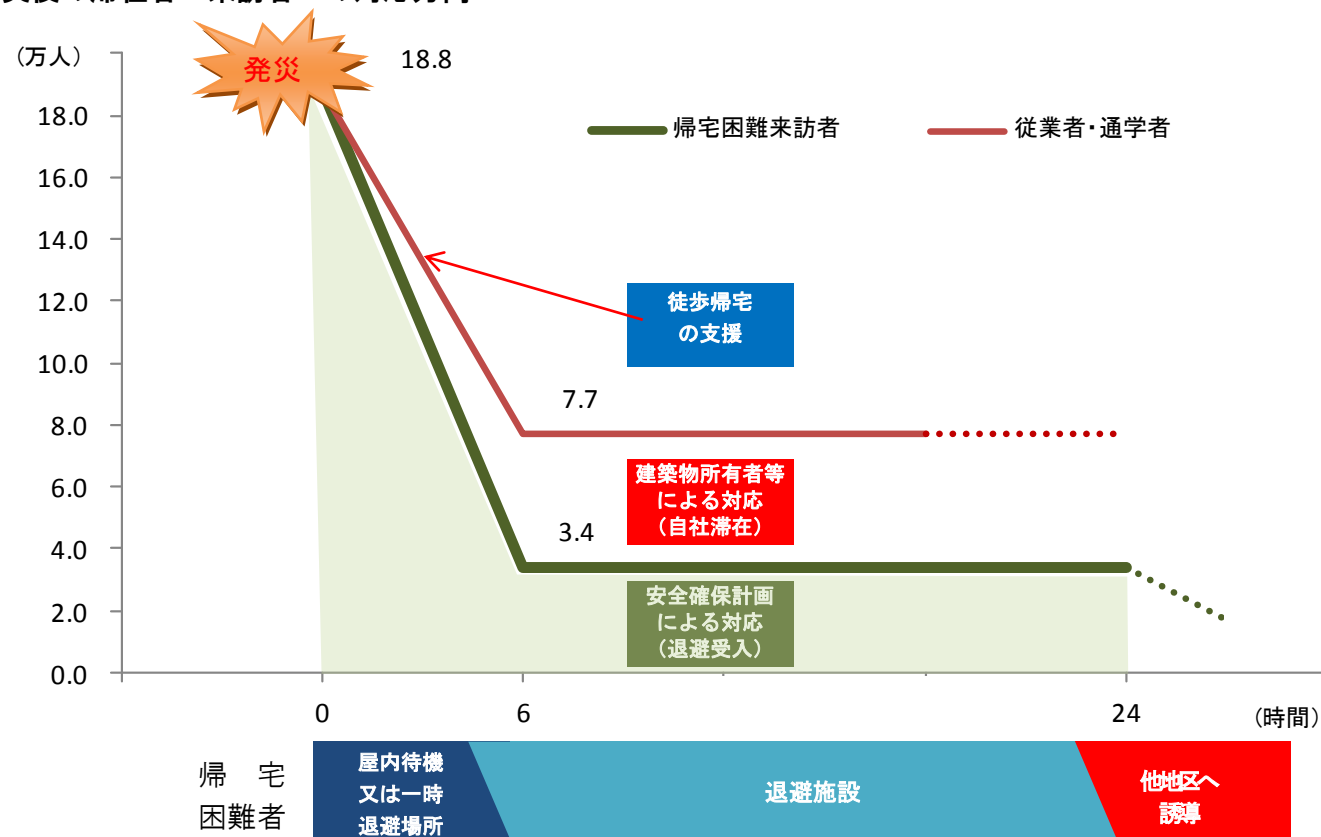
発災直後には、行政機関は災害への一次対応に追われ、地区内では緊急の対応活動を行う人材が不足する可能性があります。そのため、あらかじめ十分な意識づけを地区の従業者等に図り、また、帰宅困難者自らが災害対応の担い手となることが望まれます。

■名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計



※帰宅困難者等の推計については、10 ページ「帰宅困難者等の推計について」を参照、
※推計値には、津波による帰宅困難の増加、エリア外からの流入は含まない。
※帰宅困難来訪者とは、徒歩帰宅できない来訪者や建築物倒壊で自社建物に戻ることができない滞在者を言う。
※建築物所有者等とは、建築物所有者、建築物管理者または占有者を言う。

■発災後の滞在者・来訪者への対応方向



■都市再生安全確保施設の整備の対応方向

当地区の特性を踏まえて、滞在者・来訪者の安全確保を図り、特に発災後の混乱等を防ぐためには、一時退避場所や退避施設など都市再生安全確保施設を整備していく必要があります。

○一時退避場所に係る対応

地震発生時に建物から滞在者・来訪者が一斉に屋外へ出た場合、人々が留まる空間が不足する恐れがあり、車道にあふれるような事態が起きないように身の安全を確保できる一時退避場所の整備・確保が必要です。

○退避施設に係る対応

交通機関の停止により帰宅困難来訪者が一定期間地区内に留まることになるため、安全に風雨をしのぐことができる屋内の退避施設の整備・確保が必要です。

○その他の施設等に係る対応

- ・備蓄倉庫： 退避施設へ安全かつ衛生的に留めるために必要な物資を保管する施設の整備が必要です。
- ・情報伝達施設： 滞在者・来訪者の退避や移動の際に有用な情報を提供する施設が必要です。
- ・非常用発電設備： 非常時の電源を整備することによって都市再生安全確保施設として活用が可能な施設に対しては、非常用発電設備の整備が必要です。

官民連携のもと、当地区の改善に繋がる新たな民間再開発の促進により、都市再生安全確保施設の整備を進めていきます。

3 計画の目標等

3-1 計画が目指す目標

本計画では、課題となる滞在者と来訪者を対象に、計画事業の取り組みによって実現を目指す目標を、以下のよう

■計画が目指す目標

- 1. 発災直後の混乱回避
- 2. 発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保
- 3. 平常時における防災意識の共有化と向上

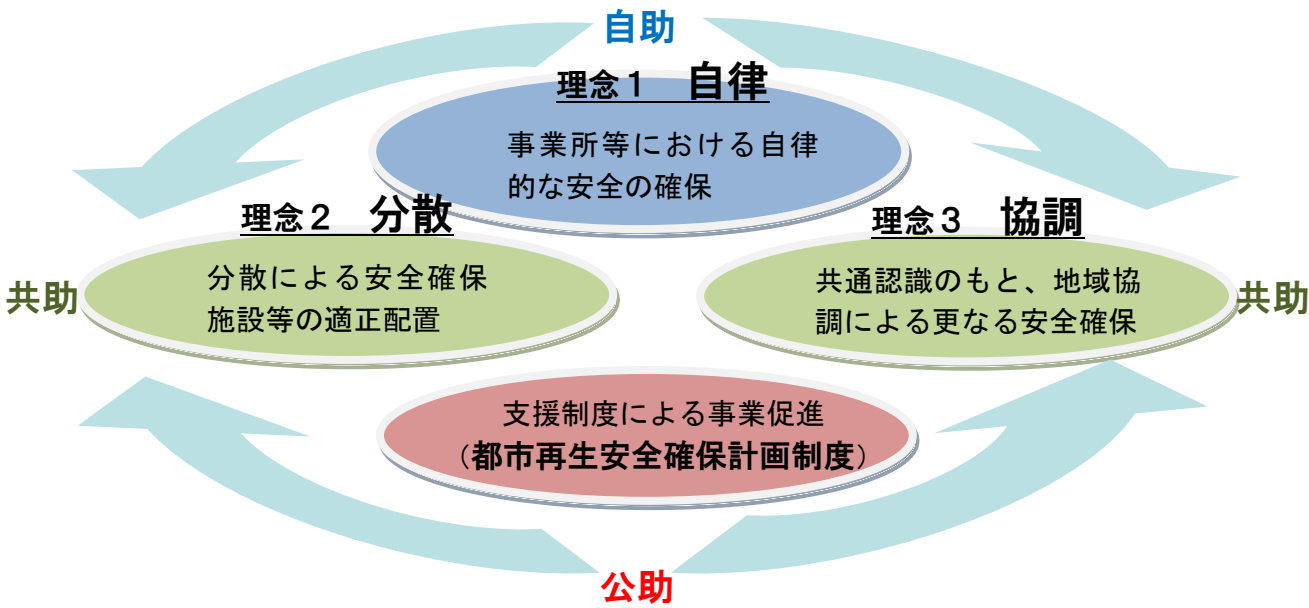
3-2 計画の作成・実施に向けての基本理念

防災対策は、本来、「自助・共助・公助」によって構築していくものであり、予防対策から発災後の復旧対策まで考えた場合には、「自助・共助・公助」の結びつきをさらに強固なものとし、市民・地域・企業・行政等のパートナーシップに基づいた「防災協働社会」の形成を進めていく必要があります（「名古屋駅地区滞留者等対策検討委員会結果報告」（平成15年）より）。

自助・共助・公助を背景とした協働による取り組みを着実に進めるためには、計画の作成・実施に向けての基本理念を様々な関係主体が共有することが大切です。本計画では、関係者が共有すべき基本理念を、以下のとおりに定めます。

■計画の作成・実施に向けての基本理念

～ 市民・地域・企業・行政、滞在者・来訪者、全員で築く都市再生安全確保 ～



3-3 目標の実現に向けての取り組み

目標の実現に向けて、第1次計画で実施した取り組みを基盤として、関係主体での協議・調整を経ながら、今後、第2次計画以降も地区の安全確保に係る対策に取り組んでいきます。

特に、誘導・退避施設と建物点検については、分科会を設置し、ガイドラインを作成します。

■目標実現に向けての取り組み(イメージ)

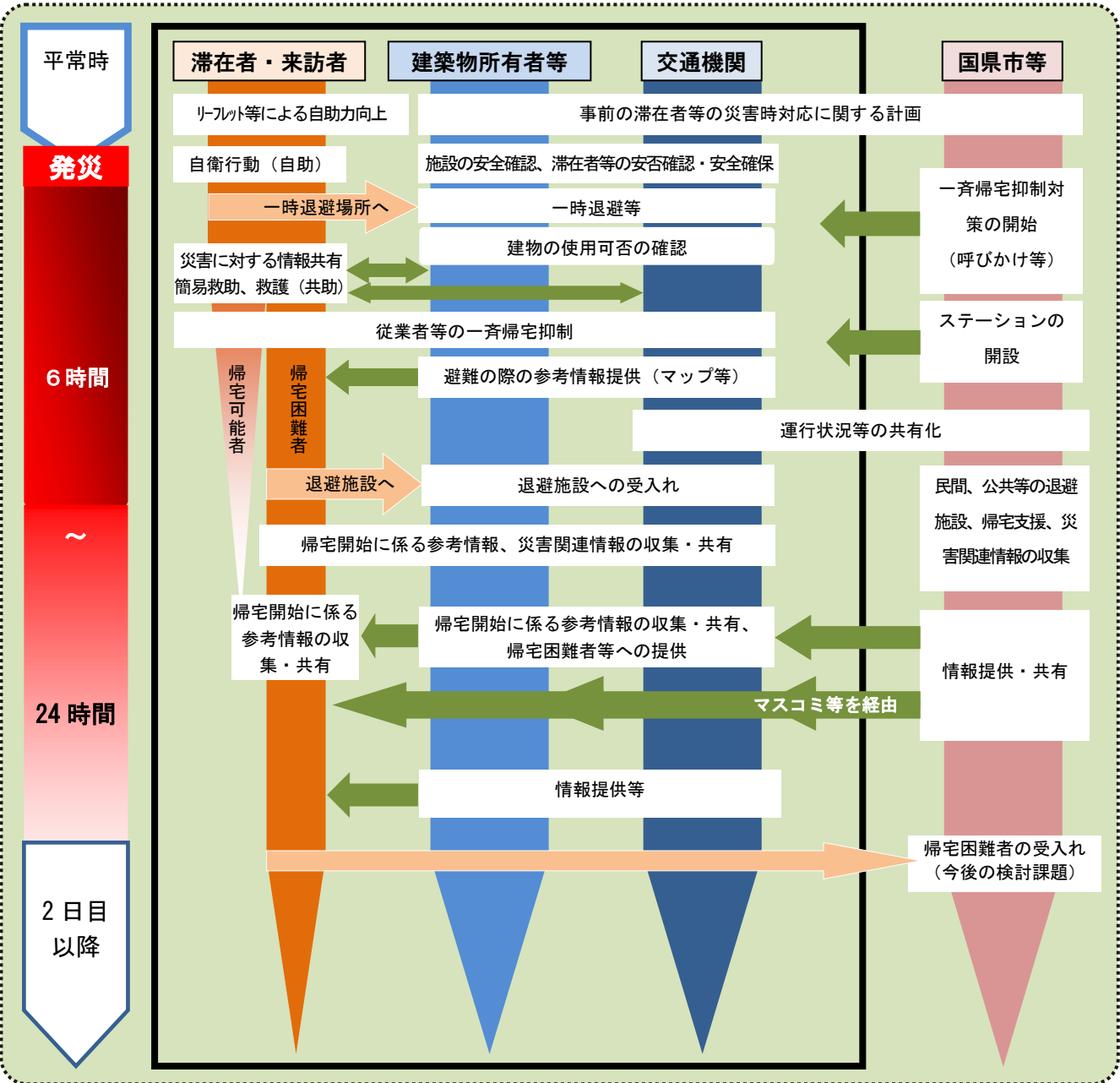
第 1 次計画策定（H26.2）		第 2 次計画策定（H28.3）	
協 議 会	◆誘導の方向性の共有化	企画運営分科会（コア会議） ・計画拡充の企画・立案 ・計画の実効性向上に向けた運営のあり方検討 等 オペレーション分科会 ・誘導・退避施設の運営 ・情報共有体制 ・備蓄ルール 建物点検分科会 ・点検方法の検討 必要に応じて分科会を設置 ガイド ライン の作成 ガイド ライン の作成 ◆整備内容の検討 ・情報伝達施設 ・備蓄倉庫 ・仮設トイレ等 一時退避場所・退避施設の拡充	◆計画の運営体制の充実 ・エリアマネジメントとの連動
	◆一時退避場所：14施設 ◆退避施設：7施設	◆提供者の募集 ◆耐震改修、非常用発電施設等の検討 ◆ライフライン強化の検討	
		◆誘導・退避施設 マニュアルの作成	
		◆建物点検 マニュアルの作成	
建 築 物 所 有 者 等	◆安全確保施設の整備・管理	◆安全確保施設の整備・管理	
行 政	◆安全確保施設の整備支援等		
	◆啓発パンフレット作成	◆意識啓発活動	
		◆避難訓練の実施	
		◆他地区の受入施設の確保	
	帰宅困難来訪者の削減	一時退避場所・退避施設の拡充	◆名古屋駅周辺まちづくり構想の推進
	◆耐震改修の促進		

§2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等(法第19条の13第2項第二～六号)

災害時に実施する事務や平常時における準備等（ソフト対策）や滞在者・来訪者の安全の確保のために実施すべき施設整備・管理（ハード対策）について記載します。なお、ソフト対策・ハード対策の基本的な考え方として、まず取り組みやすい対策から始めるという方針から、本計画は第1次計画として位置付け、現時点での協議・調整により、事業実施主体の合意を得られた事業、事務等を記載し、今後も協議・調整の進捗に伴って改訂を行います。

1 災害時に実施する事務や平常時における準備等(ソフト対策)

滞在者・来訪者の安全の確保を図るための対策を考える基本的な流れとして、下記のフローが想定されます。

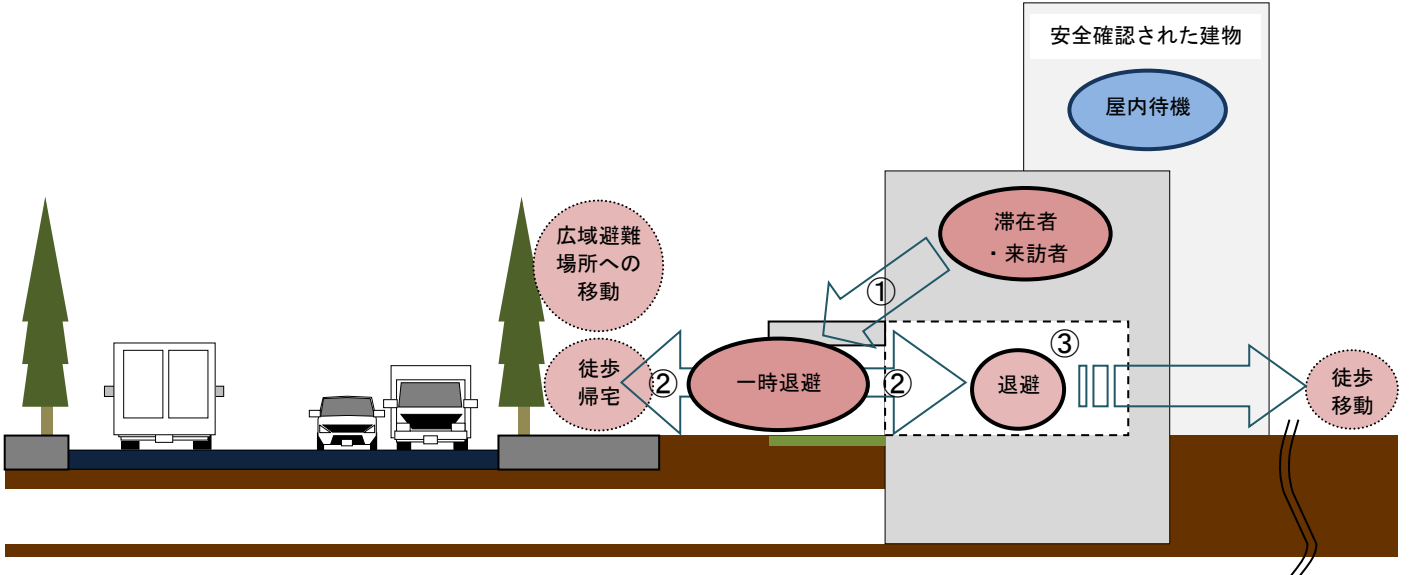


大規模地震発生時に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、平常時から、あらかじめ建築物所有者等における災害時対応に関する計画を策定し、滞在者の屋内待機や、そのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等の取り組みを進めていく必要があります。また、大規模な集客施設やターミナル駅等の来訪者に対しては、発災後の施設内での一時退避等が重要となります。

滞在者・来訪者への誘導の方向性として、次のように考えます。

- ① 発災直後は、安全確認がとれた建物は屋内待機、その他は一時退避場所または、広域避難場所へ誘導します。
- ② 発災から6時間までの間は、徒歩帰宅可能者は道路が混雑しないように順番に徒歩帰宅を支援し、帰宅困難来訪者を建物点検完了後に退避施設へ受入れます。
- ③ 発災後6時間から24時間までの間、退避施設で待機します。その後は、他地区の受入施設へ徒歩移動を開始します。

■誘導の方向性



滞在者・来訪者の安全確保を図る円滑な体制を作っていくために以下の事項について協議会で情報共有しながら検討を進めます。

○滞在者・来訪者の安全の確保のために必要な事務(発災後の対応)

- ◆ 建築物所有者等（交通機関含む）は、自己の一時退避場所等への避難誘導を実施する。
- ◆ 国県市等は、一斉帰宅抑制のための対策（呼びかけ等）を実施する。
- ◆ 滞在者・来訪者、建築物所有者等、鉄道事業者及び国県市等は、災害関連情報の収集・共有に努める。
- ◆ 鉄道事業者及び国県市等は、運行状況等、情報の共有化を図る。
- ◆ 国県市等は、災害関連情報の提供・共有を実施する。

○滞在者・来訪者の安全の確保のために必要な事項(平常時)

- ◆ 平常時における情報共有連絡体制の強化を行う。
- ◆ 定期的に訓練を実施し、都市再生安全確保計画の検証を行い、必要に応じて計画等の見直しを行う。

2 都市再生安全確保施設の整備・管理に係る事業（ハード対策）

都市再生安全確保施設の管理に関する事業を記載します。

■一時退避場所					
番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
A1	西柳公園	名古屋市	名古屋市	空地	平成27年度まで 使用不可
A2	ウインクあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	空地、軒下	
A3	ミッドランドスクエア	3地権者	東和不動産株式会社	空地	
A4	モード学園スパイラルタワーズ	学校法人モード学園	学校法人モード学園	エントランス、通路	
A5	JR名古屋駅	東海旅客鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社	コンコース等	
A6	地下鉄名古屋駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A7	名鉄名古屋駅・名鉄バスターミナルビル	名古屋鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	コンコース、ビロティ	
A8	近鉄名古屋駅	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社	コンコース	
A9	あおなみ線名古屋駅	名古屋臨海高速鉄道株式会社	名古屋臨海高速鉄道株式会社	改札内通路	
A10	ノリタケの森	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	空地	
A11	名古屋三井ビルディング本館	三井不動産株式会社	三井不動産株式会社	空地	
A12	名古屋三井ビルディング新館	三井不動産株式会社	三井不動産株式会社	空地	
A13	名古屋ルーセントタワー	5地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	公開空地	
A14	愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	モールの一部、公開空地	
面積合計				約44,000㎡	

※一時退避場所は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。
※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、一時退避場所内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。
※一時退避場所の有効面積としては、約42,000㎡であり、一人当たり1㎡を基準にして算出すると、約42,000人分となる。

当地区の滞在者・来訪者約 18.8 万人のうち約 8 割に当たる約 14.6 万人が、名駅一丁目～名駅四丁目に集中しております。

現構成員を対象とした調査によると、発災直後の屋内待機が約 5.0 万人のため最大約 9.6 万人が屋外に出る可能性があります。なお、名駅一丁目～名駅四丁目の一時退避場所（A 1～A 9）の収容数は約 2.5 万人となっているため、道路に人があふれる可能性があります。

■退避施設					
番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
B1	ウインクあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	1階ホワイエ	
B2	ミッドランドスクエア	3地権者	東和不動産株式会社	B1階・1階通路・ロビー	
B3	ジェイアールセントラルタワーズ	ジェイアールセントラルビル株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	1階・2階通路・ロビー	
B4	名鉄ビル	名古屋鉄道株式会社	株式会社名鉄百貨店	ホール	
B5	名古屋ルーセントタワー	5地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	エントランス	
B6	愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	フードコートの一部、 レストランの一部	
B7	モード学園スパイラルタワーズ	学校法人モード学園	学校法人モード学園	エントランス、通路、 教室、ホール	
面積合計				約9,000㎡	

※退避施設は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。
※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、退避施設内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。
※退避施設は、情報共有体制構築・マニュアル作成後、供用開始。
※退避施設の有効面積としては、約8,000㎡であり、一人当たり2㎡を基準にして算出すると、約4,000人分となる。
※本表に掲げる退避施設は、帰宅困難来訪者を、24時間を限度として受け入れるための施設と定義する。

当地区は帰宅困難来訪者約 3.4 万人分が必要ですが、退避施設の収容数は約 0.4 万人で、約 3 万人分が不足しています。

都市開発事業の施行に関連して整備する事業を記載します。

■一時退避場所				
番号	事業名	実施主体	実施期間(年度)	備考
a1	名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業	名古屋市	H11～H28	
a2	中京テレビ放送株式会社新社屋建設事業	中京テレビ放送株式会社	H28開業予定	
a3	名駅一丁目1番計画北地区(仮称)建設事業	日本郵便株式会社	H27竣工予定	
a4	名駅一丁目1番計画南地区(仮称)建設事業	東海旅客鉄道株式会社	H28竣工予定	
a5	名駅三丁目27番地区建設事業	三菱地所株式会社	H27竣工予定	
a6	愛知大学新名古屋校舎建設事業	学校法人愛知大学	H29開校予定	
a7	(仮称)名駅四丁目10番地区建設事業	東和不動産株式会社	H28竣工予定	
a8	(仮称)グローバルゲート建設事業	ささしまライブ24特定目的会社	H29開業予定	

■退避施設				
番号	事業名	実施主体	実施期間(年度)	備考
b1	名古屋駅周辺地下公共空間	名古屋市	H26着手予定	
b2	中京テレビ放送株式会社新社屋建設事業	中京テレビ放送株式会社	H28開業予定	
b3	名駅一丁目1番計画北地区(仮称)建設事業	日本郵便株式会社	H27竣工予定	
b4	名駅一丁目1番計画南地区(仮称)建設事業	東海旅客鉄道株式会社	H28竣工予定	
b5	名駅三丁目27番地区建設事業	三菱地所株式会社	H27竣工予定	
b6	愛知大学新名古屋校舎建設事業	学校法人愛知大学	H29開校予定	
b7	(仮称)名駅四丁目10番地区建設事業	東和不動産株式会社	H28竣工予定	

■情報伝達施設				
番号	事業名	実施主体	実施期間(年度)	備考
c1	中京テレビ放送株式会社新社屋建設事業	中京テレビ放送株式会社	H28開業予定	

これらの都市開発事業による安全確保施設の整備によって、一定の帰宅困難者の受入容量は確保されるものの、まだ十分ではありません。

さらなる民間による再開発の誘導を図ることで、退避施設などを拡充するとともに、ビジネス拠点・交流拠点として名古屋駅周辺のまちづくりを進める中で、中部圏の中核となるターミナル拠点にふさわしい高いレベルの安全確保を目指し、都市再生安全確保施設の整備を進めていきます。

This map illustrates the city center of Nagoya, Japan, highlighting designated evacuation routes and disaster response facilities. The map includes various landmarks, transportation hubs, and urban planning projects.

Legend:

- 計画の対象範囲 (Planning Target Area): Indicated by a thick dashed line.
- 一時退避場所 (Temporary Evacuation Site): Represented by a blue dot.
- 退避施設 (Evacuation Facility): Represented by a red dot.
- 情報伝達施設 (Information Transmission Facility): Represented by an orange dot.
- 既存施設 (Existing Facility): Represented by a solid black outline.
- 都市再開発事業 (Urban Regeneration Project): Represented by a dashed black outline.

Key Locations and Projects:

- A10 リタケの森** (Ritake no Mori)
- A13 ● B5 名古屋ルーセントタワー** (Nagoya Ruesent Tower)
- a5 ● b5 名駅三丁目27番地区建設事業** (Meiji Station 3-chome 27-ban District Construction Project)
- A3 ● B2 ミッドランドスクエア** (Midland Square)
- A2 ● B1 ウィンクあいち** (Wink Aichi)
- a7 ● b7 (仮称)名駅四丁目10番地区建設事業** ((Assumed Name) Meiji Station 4-chome 10-ban District Construction Project)
- A1 西柳公園** (Seiryo Park)
- A7 名鉄バスターミナルビル** (Meitetsu Bus Terminal Building)
- A4 ● B7 モード学園スパイラル Towers** (Mode Gakuen Spiral Towers)
- A11 名古屋三井ビルディング本館** (Nagoya Sanwa Building Main Building)
- A12 名古屋三井ビルディング新館** (Nagoya Sanwa Building New Building)
- b1 名古屋駅周辺地下公共空間** (Underground Public Space Around Nagoya Station)
- a1 名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業** (Nagoya Urban Planning Project Sasashima Live24 Land District Reorganization Project)
- a6 ● b6 愛知大学新名古屋校舎建設事業** (Aichi University New Nagoya Campus Construction Project)
- A14 ● B6 愛知大学** (Aichi University)
- (仮称)グローバルゲート建設事業** ((Assumed Name) Global Gate Construction Project)
- a8**
- 中京テレビ放送株式会社新社屋建設事業** (Chukyo Television Broadcasting Co., Ltd. New Head Office Construction Project)
- a2 ● b2 ● c1**
- 近鉄名古屋駅** (Keio Nagoya Station)
- 名鉄ビル** (Meitetsu Building)
- 名鉄名古屋駅** (Meitetsu Nagoya Station)
- 地下鉄名古屋駅** (Subway Nagoya Station)
- JR名古屋駅** (JR Nagoya Station)
- ジェイアールセントラルタワーズ** (JR Central Towers)
- B3**
- a4 ● b4**
- 名駅一丁目1番計画南地区(仮称)建設事業** (Meiji Station 1-chome 1-ban Plan South District (Assumed Name) Construction Project)
- a3 ● b3**
- 名駅一丁目1番計画北地区(仮称)建設事業** (Meiji Station 1-chome 1-ban Plan North District (Assumed Name) Construction Project)

The map also features a scale bar from 0 to 500 meters and a north arrow.

おわりに

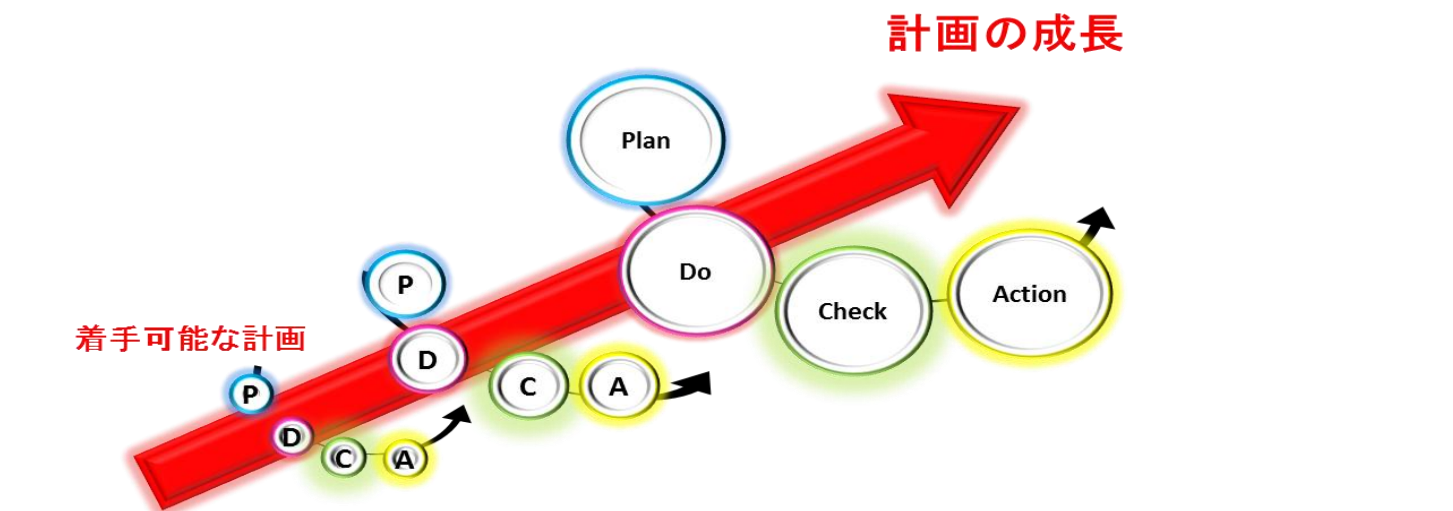
1 計画の変更

本計画は早期に実現でき、着手可能な対策から実施していくことから最初の一步として第 1 次計画を策定しました。従って、第 1 次計画を拡充させていくことが必要となります。

また、都市開発事業の完了、民間事業者の交代など地域の防災を考える前提条件の変化や、計画に記載する内容の事業、参加者などの見直し、取組成果の検証等から計画の改善・更新も必要となります。

そのため、本計画は、下図のとおりPDCAサイクルにより継続的に改善を重ね、スケールアップを図るものと位置付けます。

■成長する計画(PDCAサイクルによる計画のスケールアップ)のイメージ

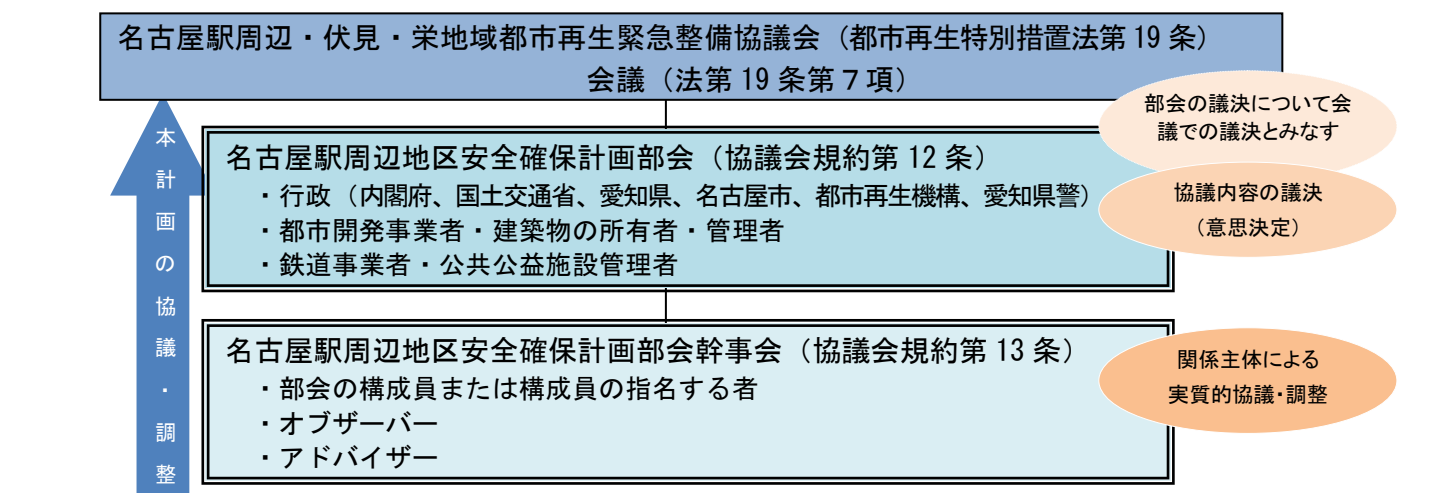


2 計画の体制

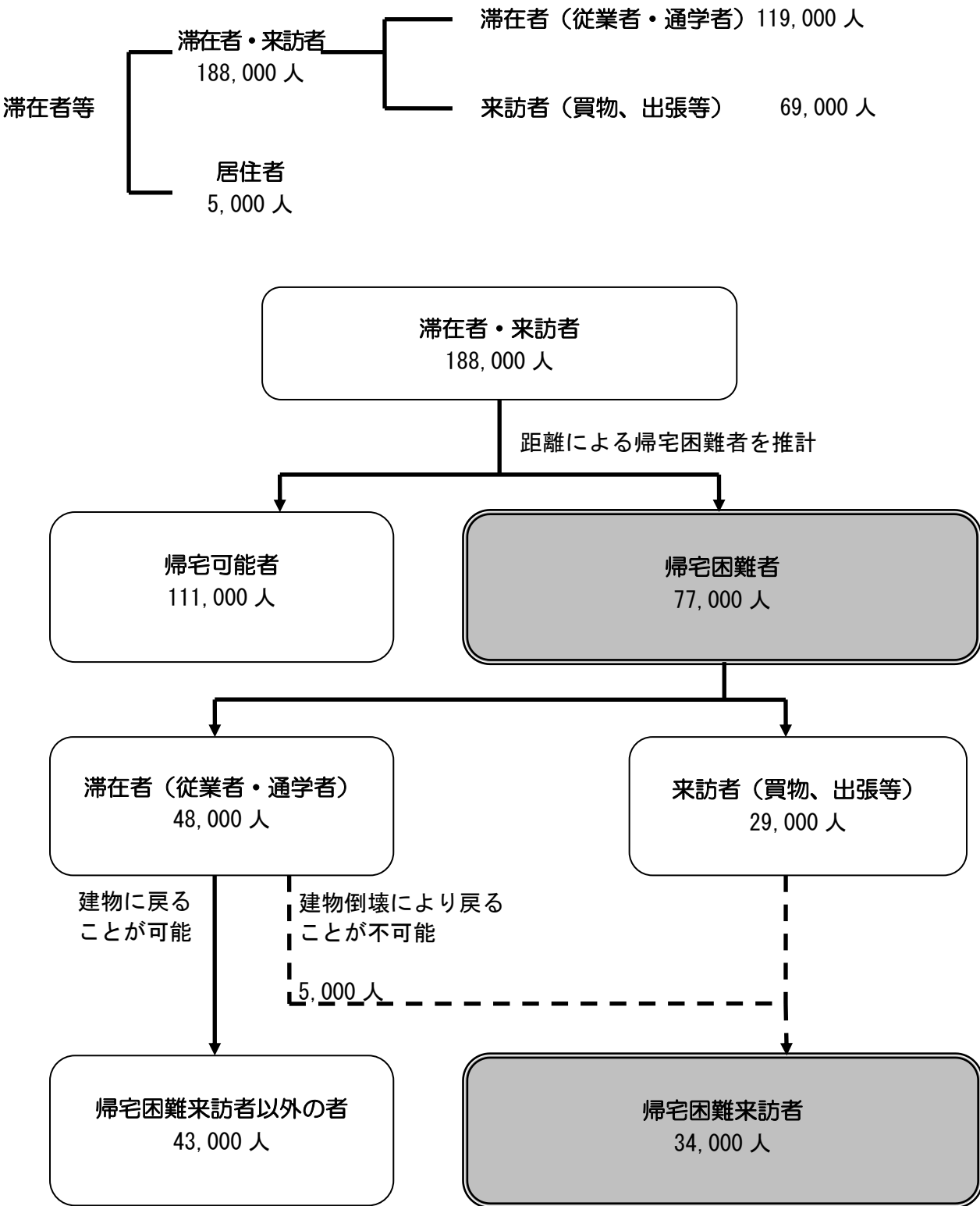
名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 1 項に基づいて、名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会が作成します。同協議会のもとに平成 25 年 7 月に「名古屋駅周辺地区安全確保計画部会」が設置され、「名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会」での協議、調整等を経て、同部会の議決により作成します。

協議会並びに部会には、国、県・市等の行政関係者のみならず、民間事業者や鉄道事業者、ライフライン事業者にも構成員として参加を得て官民一体での取組みを進めます。

■計画の体制



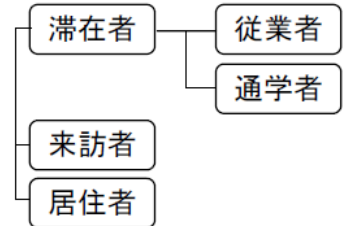
【参考】 帰宅困難者等の推計について



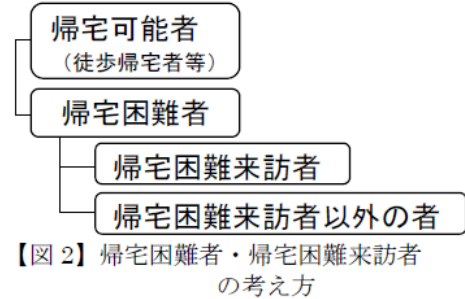
（出典）名古屋市「都市再生安全確保計画策定に向けた調査」（平成 24 年度）を基に作成

【参考】 計画に関する用語について

用語の定義	
【行動】	
・避難	大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
・退避	大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること
【ひと】	
・滞在者	都市再生緊急整備地域内に就業、通学の目的で滞在する者
・従業者	滞在者のうち、就業を目的とした者
・通学者	滞在者のうち、就学を目的とした者
・居住者	その地域で居住している者
・来訪者	都市再生緊急整備地域にいる滞在者・居住者以外の者
・帰宅困難者	自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人（中央防災会議 首都直下地震被害想定結果資料より）
・帰宅困難来訪者	帰宅困難者のうち、滞在中で勤務先、通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者
【施設】	
・避難場所（広域避難場所）	大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、地方公共団体が指定している場所
・退避施設 [※]	（＝「一時滞在施設」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告）） 帰宅困難来訪者を数日間受け入れるための施設
・一時退避場所	大規模災害時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、施設の滞在者が一時的に退避するための場所



【図 1】 滞在者・来訪者の考え方



【図 2】 帰宅困難者・帰宅困難来訪者の考え方

※第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画では、退避施設は、帰宅困難来訪者を 24 時間を限度として受け入れるための施設

（出典）内閣官房、国土交通省「都市再生安全確保計画作成の手引き」（平成 24 年 7 月）